

# 自転車用ヘルメットの購入費用を補助します！



令和5年4月1日より、道路交通法の一部が改正され、すべての自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用が努力義務化となりました。  
松戸市では、自転車乗車中のヘルメット着用普及促進のため、市内販売店にて購入した場合に限り、購入費用を補助します。

- 申請期間** 令和5年7月1日から令和6年3月31日まで  
※対象期間は令和4年12月20日購入分からとなります。
- 対象者** 市内在住の市税を滞納していない人  
(18歳未満の申請は保護者から)
- 対象ヘルメット** SGマーク等の安全基準を満たした3,000円(税込)以上の新品の自転車用ヘルメット
- 補助金額** 2,000円(一人一回限り)
- 申請方法**  
～販売協力店で購入する場合～  
身分証明書をご提示の上、申込書に必要事項をご記入ください。  
店頭価格より2,000円値引きして購入できます。  
～上記以外の場合～  
申請書及び請求書をご記入のうえ、松戸市市民安全課までご郵送ください。  
(市民安全課または支所の窓口でも受け付けています。)  
必要書類 ①本人確認書類の写し  
②購入したヘルメットの安全基準が確認できる写真  
③領収書等の原本  
④口座情報がわかるものの写し  
(窓口にて申請する場合は印鑑もご持参ください。)

※ 本市の幼児用ヘルメット購入費の補助制度を受けた場合は、重複して申請することはできません。

自転車で死亡した人の約7割が頭部に致命傷を負っています。  
命を守るために、自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう！



販売協力店等の詳細につきましては、ホームページをご覧ください。

[https://www.city.matsudo.chiba.jp/kurashi/douro/anzenjyuhou/helmet\\_hojo.html](https://www.city.matsudo.chiba.jp/kurashi/douro/anzenjyuhou/helmet_hojo.html)



【問い合わせ】

松戸市 市民部 市民安全課 ☎047-366-7341 (直通)